

成年後見制度における後見人等報酬助成制度の拡充について

1. 背 景

単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加等により親族以外の者が後見人となるケースが増えている。また、家庭裁判所が決定する後見人への報酬付与審判額も増額傾向にある。

国が令和 4 年 3 月に策定した第二期成年後見制度利用促進基本計画では、市町村や関係機関は、適切に制度を利用できるよう、報酬助成の推進や適切な報酬算定、報酬助成等のあり方の検討、担い手の育成等に取り組む必要があるとしている。

2. 現在の区の実施および課題

(1) 報酬助成額について

ひと月当たり 20,000 円を上限に助成（住所要件及び経済要件有）しているが、報酬付与審判額は、過去 5 年間いずれの年度も平均で 20,000 円を超えている。

(2) 市民後見人の育成について

平成 27 年度から市民後見人を育成しており、今年度からは中核機関として専門職の後見人候補者の選定に加え、市民後見人への引継ぎの可否についても検討を行っている。市民後見人が後見業務を受任する際は専門職の後見等監督人を併せて選任し、市民後見人のサポートを行うこととしているため、後見等監督人の報酬助成を創設することで市民後見人の活躍が期待できる。

(3) 助成要件について

区長申立て（区が裁判所に対して後見人の申立を行った案件）のうち、現行の制度では住民票上の住所が台東区でない場合は、報酬助成の対象とはならないため、後見人等候補者の選任が困難となる場合が生じている。

3. 報酬助成等の拡充案について

ひと月あたりの助成上限額を以下の表のとおりとし、区長申立てについては、住所要件を撤廃する。

	現 行	改正案
専門職後見人等（後見人・保佐人・補助人）	20,000 円/月	28,000 円/月
市民後見人	10,000 円/月	14,000 円/月
後見等監督人（新設）	—	14,000 円/月

4. 予算額（案）

歳入 一般会計 1, 1 8 8 千円

歳出 一般会計 2, 3 7 6 千円

介護保険会計 1 0, 9 3 2 千円

5. 今後の予定

令和 8 年 4 月 助成制度拡充